

令和二年国土交通省令第五十四号

二 前号の地域一般乗合旅客自動車運送事業者等が現に行っている事業の概要

一 法第十条第一項各号に掲げる事項のうち変更した事項及びその理由

この省令は、法の施行の日（令和二年十一月二十七日）から施行する。

附 則（令和五年九月二二日国土交通省令第七三号）抄

この省令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十月一日）から施行する。

地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和二年法律第三十二号）第十条第一項第五号ロ、第二項及び第三項第三号、第十二条、第十三条第一項及び第三項、第十四条第一項並びに第十八条の規定に基づき、国土交通省関係地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律施行規則を次のように定める。（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（共同経営計画の公正取引委員会への送付）

第二条 国土交通大臣は、法第十条第一項の規定により共同経営計画の提出を受けたときは、当該共同経営計画及び同条第二項の書類の写しを公正取引委員会に送付しなければならない。

（基盤的サービスの提供の維持に係る目標に関する事項）

第三条 法第十条第一項第五号ロの国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第十条第一項第二号の路線等のうち地域一般乗合旅客自動車運送事業者が提供する基盤的サービスを維持すべき路線

二 前号の路線ごとの運行回数並びに始発及び終発の時刻

三 第一号の路線ごとの、旅客輸送量が最も多い時間帯、旅客輸送量が最も少ない時間帯その他の特定の時間帯における平均運行間隔時間

（共同経営計画に添付する書類の記載事項）

第四条 法第十条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第九条第一項の認可を受けようとする地域一般乗合旅客運送事業者等が共同して作成する共同経営に関する協定の内容

三 計画区域内において、法第九条第一項の認可を受けようとする地域一般乗合旅客自動車運送事業者が提供する基盤的サービスに係る法律の特例に関する法律（令和二年法律第三十二号）第十条第三項の規定による意見の聴取の結果

（法第十条第三項第三号の国土交通省令で定めるもの）

四 前号の路線の路線図及び運行系統図

五 法第十条第三項の規定による意見の聴取の結果

（法第十条第三項第三号の国土交通省令で定めるもの）

六 計画区域の存する市町村（地域公共交通計画を作成しているものに限る。）が協議会を組織していない場合、当該市町村及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第五条第十項の規定

七 計画区域の存する市町村（地域公共交通計画を作成していないものに限る。）が道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十号）第四条第二項に規定する地域公共交通会議を開催する場合

八 計画区域の存する市町村の住民の代表者その他当該市町村が必要と認める者

九 計画区域の存する市町村の住民の代表者その他当該市町村が必要と認める者

十 計画区域の存する市町村の住民の代表者その他当該市町村が必要と認める者

十一 計画区域の存する市町村の住民の代表者その他当該市町村が必要と認める者

十二 計画区域の存する市町村の住民の代表者その他当該市町村が必要と認める者

十三 計画区域の存する市町村の住民の代表者その他当該市町村が必要と認める者

十四 計画区域の存する市町村の住民の代表者その他当該市町村が必要と認める者

十五 計画区域の存する市町村の住民の代表者その他当該市町村が必要と認める者

十六 計画区域の存する市町村の住民の代表者その他当該市町村が必要と認める者

十七 計画区域の存する市町村の住民の代表者その他当該市町村が必要と認める者

十八 計画区域の存する市町村の住民の代表者その他当該市町村が必要と認める者

十九 計画区域の存する市町村の住民の代表者その他当該市町村が必要と認める者

二十 計画区域の存する市町村の住民の代表者その他当該市町村が必要と認める者

二十一 計画区域の存する市町村の住民の代表者その他当該市町村が必要と認める者

二十二 計画区域の存する市町村の住民の代表者その他当該市町村が必要と認める者

二十三 計画区域の存する市町村の住民の代表者その他当該市町村が必要と認める者

二十四 計画区域の存する市町村の住民の代表者その他当該市町村が必要と認める者

二十五 計画区域の存する市町村の住民の代表者その他当該市町村が必要と認める者

二十六 計画区域の存する市町村の住民の代表者その他当該市町村が必要と認める者

二十七 計画区域の存する市町村の住民の代表者その他当該市町村が必要と認める者

二十八 計画区域の存する市町村の住民の代表者その他当該市町村が必要と認める者

二十九 計画区域の存する市町村の住民の代表者その他当該市町村が必要と認める者

三十 計画区域の存する市町村の住民の代表者その他当該市町村が必要と認める者

三十一 計画区域の存する市町村の住民の代表者その他当該市町村が必要と認める者

三十二 計画区域の存する市町村の住民の代表者その他当該市町村が必要と認める者

三十三 計画区域の存する市町村の住民の代表者その他当該市町村が必要と認める者

二 法第十条第一項各号に掲げる事項のうち変更した事項及びその理由

附 則